

令和8年4月1日

区立小中学校保護者 様

杉並区教育委員会

学校感染症第三種「その他の感染症」で出席停止となった場合の登校再開時に提出する書類の変更について

日頃から、保護者の皆様におかれましては、学校保健活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

この度、令和8年度から、学校において予防すべき感染症第三種の感染症「その他の感染症」で出席停止となった場合に、学校に提出していただく書類について、変更することといたしましたのでお知らせいたします。

これまで、杉並区では、学校感染症第三種「その他の感染症」により出席停止とした際の登校再開にあたっては、医療機関の医師が記載した「登校許可意見書」の提出を必要としてきましたが、東京都や近隣区での運用方法、医療機関及び保護者の負担等を考慮し、提出書類について再検討してまいりました。

この度、杉並区医師会と協議し、学校感染症第三種「その他の感染症」による出席停止からの登校再開にあたっては、受診した医療機関の医師の指示内容に基づいて、保護者が必要事項を記載する「登校届」の提出に変更することといたしました。

別紙「学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準等（R8.4.1改訂）」も併せてご確認ください。

学校での感染症拡大防止のため、ご理解・ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【担当】教育委員会事務局 学務課保健給食係
Tel:5307-0386